



平成 28 年 2 月 5 日

各 位

会社名 ダイトエレクトロン株式会社
代表者名 代表取締役社長 前 績 行
(コード番号 7609 東証第1部)
問合せ先 上席執行役員 管理本部長 毛利 肇
(TEL. 06-6399-5041)

完全子会社の吸収合併及び商号変更並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 5 日開催の取締役会において、当社 100%出資の連結子会社であるダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の 2 社を吸収合併（以下「本合併」といいます。）することを決議しました。合わせて商号変更などを含む現行定款の一部変更についても平成 28 年 3 月 30 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本合併は当社100%出資の連結子会社を対象とする簡易合併・略式合併であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

また、定款変更は、平成28年3月30日に開催予定の定時株主総会の承認を条件としております。

記

1. 完全子会社の吸収合併

(1) 本合併の目的

当社は、製造装置の製造を手掛けるダイトロンテクノロジー株式会社と電子機器及び部品の製造を手掛けるダイトデンソー株式会社を子会社として傘下に置き、機能別分社経営による「製販一体路線」を推し進めてまいりましたが、この「製販一体路線」をさらに強化するため、ダイトロンテクノロジー株式会社、ダイトデンソー株式会社の 2 社を当社に吸収合併することといたしました。

この合併により、当社グループはこれまで培った「製販一体路線」から、更に提案力の高い「製販融合路線」へと推し進めるべく、当社を含めた 3 社の情報、技術、ノウハウなどの経営資源を融合し活性化することにより、新たな分野の開拓を図ってまいります。

(2) 合併の要旨

①合併の日程

取締役会決議日	平成 28 年 2 月 5 日
合併契約締結日	平成 28 年 2 月 5 日
合併期日（効力発生日）	平成 29 年 1 月 1 日（予定）

本合併は、当社において会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併であり、ダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社については、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併であるため、それぞれ合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

②合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社は解散いたします。

③合併に係る割当の内容

当社は、ダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の変更はありません。

④合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3) 合併当事会社の概要

平成 27 年 12 月 31 日現在

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社	吸収合併消滅会社
①商号	ダイトエレクトロン株式会社	ダイトロンテクノロジー株式会社	ダイトデンソー株式会社
②所在地	大阪市淀川区宮原四丁目 6 番 1 1 号	大阪市淀川区宮原四丁目 6 番 1 1 号	滋賀県栗東市伊勢落字野神 6 8 9 番地 1
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 前 績行	代表取締役社長 野中 昇	代表取締役社長 小林 雅則
④事業内容	電子機器及び部品、製造装置の販売及び輸出入業務	製造装置の開発・製造及び販売	電子機器及び部品の設計・製作及び販売
⑤資本金	2, 200, 708, 560 円	191, 700, 000 円	220, 000, 000 円
⑥設立年月日	昭和 27 年 6 月 24 日	昭和 45 年 6 月 23 日	平成 6 年 1 月 4 日
⑦発行済株式数	11, 155, 979 株	383, 400 株	5, 600 株
⑧決算期	12 月 31 日	12 月 31 日	12 月 31 日
⑨大株主及び持株比率	公益財団法人ダイト福祉財団 8.96% 株式会社みずほ銀行 3.57% ダイトエレクトロン従業員持株会 3.29% 株式会社三菱東京UFJ銀行 3.25% 濱田 博 2.98%	ダイトエレクトロン株式会社 100%	ダイトエレクトロン株式会社 100%
⑩ 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (平成 27 年 12 月期)			
決算期	吸収合併存続会社 (連結) 平成 27 年 12 月期	吸収合併消滅会社 (単独) 平成 27 年 12 月期	吸収合併消滅会社 (単独) 平成 27 年 12 月期
純資産	13, 179, 967 千円	1, 806, 546 千円	1, 627, 376 千円
総資産	28, 681, 982 千円	3, 187, 686 千円	3, 613, 799 千円
1 株当たり純資産	1, 186 円 64 銭	4, 711 円 91 銭	290, 602 円 89 銭
売上高	43, 214, 024 千円	3, 078, 522 千円	4, 958, 846 千円
営業利益	1, 542, 430 千円	286, 492 千円	571, 612 千円
経常利益	1, 537, 053 千円	305, 875 千円	577, 335 千円
当期純利益	1, 131, 681 千円	270, 706 千円	376, 631 千円
1 株当たり当期純利益	101 円 91 銭	706 円 07 銭	67, 255 円 69 銭

(4) 合併後の状況

合併後、当社の商号を変更する予定です。(下記「2. 商号の変更及び定款の一部変更」をご参照ください。)

なお、本合併による当社の所在地、代表者、資本金及び決算期の変更はありません。

(5) 今後の見通し

本合併は、当社 100%出資の連結子会社との合併であるため、当社連結業績に与える影響は軽微であります。

2. 商号の変更

(1) 変更の理由

当社は、製販一体路線を推進するために早くから製造子会社を設立し自社製品を開発してまいりました。昭和 42 年に商標登録した「Daitron (ダイترون)」ブランドとして販売してきた結果、国内外での認知度も向上してまいりましたので、国内子会社との合併を機に商号と商標 (ブランド) を統一するため、商号を変更いたします。

(2) 新商号 (英文表記)

ダイترون株式会社 (英文 : Daitron Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

平成 29 年 1 月 1 日

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①商号の変更

前記の商号変更を行うため、現行定款第 1 条を変更するものであります。

なお、この定款の変更効力発生日は、平成 29 年 1 月 1 日に効力が発生するものといたします。

②目的の変更

本合併に伴い 3 社の目的を統合させ、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に対応するため、当社定款の第 2 条に定める事業目的の変更を行うものであります。

③単元未満株式の買増し

単元未満株式を所有されている株主の皆様の利便性を図る目的で、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度の導入を行うため、定款第 10 条 (単元未満株式の買増し) を新設し、これに合わせて現行定款第 9 条の規定の表現を一部変更するものであります。また、上記の条文の新設に伴い、現行定款第 10 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。

④取締役の責任免除及び第 40 条第 2 項 監査役の責任免除

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項及び第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ダイトエレクトロン株式会社</u>と称し、英文では <u>Daito Electron Co.,Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>電気機器、通信機器、電子機器及び部品の製造販売</u>2. <u>自動制御装置、情報処理装置、自動動作装置の製造販売</u>3. <u>理化学試験機、精密計測器、度量衡器の製造販売</u>4. <u>空気調整装置、無塵無菌装置、恒温恒湿装置の製造販売</u>5. <u>半導体製造装置及びその付属機器部品の製造販売</u>6. <u>自動刻印機、精密研磨機、工作機械の製造販売</u>7. <u>食品製造機械の製造販売</u>8. <u>電線、電纜、電気工事材料及び化成品の販売</u>9. <u>食料品、酒類の販売</u>10. <u>前各号商品の輸出輸入業務</u>11. <u>建設業法に係る電気工事業</u>12. <u>建設業法に係る機械器具設置工事業</u>13. <u>古物商機械工具の売買業</u>14. <u>前各号に付帯する一切の業務</u> <p>第3条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. (条文省略)2. (条文省略)3. (条文省略) <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ダイトロン株式会社</u>と称し、英文では <u>Daitron Co.,Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>以下に掲げる各項目、またはこれらに関する原材料・部品・機器・装置等の設計、製造、販売、保守サービス、輸出入</u><ol style="list-style-type: none">(1) <u>エレクトロニクス関連製品</u>(2) <u>電子・電機・産業機械等に関する製造装置</u>(3) <u>各種電源装置</u>(4) <u>情報処理装置・通信装置等</u>(5) <u>自動車・車両・船舶・航空機等</u>(6) <u>医療機器・医療用具等</u>(7) <u>化学工業品・化学薬品等</u>2. <u>前各号の中古品の売買業</u>3. <u>電気工事業および機械器具設置工事業</u>4. <u>一般および特定労働者派遣業</u>5. <u>前各号に付帯する一切の業務</u> <p>第3条～第8条 (現行のとおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. (現行のとおり)2. (現行のとおり)3. (現行のとおり)4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 <u>当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p>

<p>第 10 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> <p>第 30 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 39 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> <p>第 40 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 11 条～第 29 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> <p>第 31 条～第 39 条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> <p>第 41 条～第 46 条 (現行のとおり)</p> <p><u>附則</u> 第 1 条 (商号) は、平成 29 年 1 月 1 日にその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、<u>上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>
---	--

(3) 日程

定時株主総会
定款変更日

平成 28 年 3 月 30 日 (予定)
平成 28 年 3 月 30 日 (予定)

以 上